



平成 31 年

第 1 回市議会（定例会）

# 議 案

（議第 9 号～議第 23 号）

荒 尾 市



平成 3 1 年 第 1 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 9 号	荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	1
議第 1 0 号	荒尾市文化財保護審議会条例の制定について	7
議第 1 1 号	野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の制定について	11
議第 1 2 号	荒尾市部設置条例の一部改正について	15
議第 1 3 号	荒尾総合文化センター条例の一部改正について	19
議第 1 4 号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	23
議第 1 5 号	荒尾市消防団条例の一部改正について	27
議第 1 6 号	荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	33
議第 1 7 号	市道路線の廃止及び認定について	37
議第 1 8 号	平成 3 0 年度荒尾市一般会計補正予算 ( 第 4 号 )	41
議第 1 9 号	平成 3 0 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 4 号 )	103
議第 2 0 号	平成 3 0 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 4 号 )	115
議第 2 1 号	平成 3 0 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 )	127
議第 2 2 号	平成 3 0 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )	145
議第 2 3 号	平成 3 0 年度荒尾市病院事業会計補正予算 ( 第 2 号 )	153



荒尾市教育に関する事務の職務権限の特  
例に関する条例の制定について

荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次の  
ように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市教育に関する事務の職務権限の特  
例に関する条例

別紙添付

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育委員会の職務権限の一部を市長に移管したいからである。



## 荒尾市教育に関する事務の職務権限の特 例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則等（以下「法令等」という。）の規定により荒尾市教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により荒尾市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（荒尾市宮崎兄弟の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 荒尾市宮崎兄弟の生家施設の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条、第13条ただし書、第15条第3項及び第18条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条ただし書中「教育委員会において」を「市長が」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項中「第6条及び第7条」を「第5条及び第6条」に改め、同条第3項中「第4条の規定中「荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」とあるのは「指定管理者」と、第10条を「第9条」に、「所長」とあるのは「指定管理者」を「所長」とあるのは、「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第16条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第17条とする。

別表中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

（荒尾市文化財保護条例の一部改正）

4 荒尾市文化財保護条例（昭和37年条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条、第5条第2項、第8条第1項及び第22条を除く。）中「民俗資料」を「民俗文化財」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第1条中「昭和25年法律第214号」の次に「。以下「法」という。」を、「昭和51年熊本県条例第48号」の次に「。以下「県条例」という。」を加える。

第2条中「文化財保護法」を「法」に改める。

第3条中「荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」を「市長」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項中「文化財保護法及び熊本県文化財保護条例」を「法及び県条例」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第4条とする。



2 前項の規定による指定をするには、市長は、あらかじめ、別に定める荒尾市文化財保護審議会に諮問しなければならない。  
第6条を第5条とする。

第7条第2項中「、その他」を「その他」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「民俗資料」を「民俗文化財」に、「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同条を第8条とする。

第10条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「き損し又は」を「毀損し、又は」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条の見出し中「、出品」を「及び出品」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条第1項各号列記以外の部分中「市」を「市長」に改め、同項第1号中「市指定有形文化財」を「市指定の有形文化財」に、「、又は」を「又は」に、「たえない」を「堪えない」に改め、同項第2号中「第14条」を「第13条」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「教育委員会  
が別に」を「規則で」に改め、同条を第21条とする。



荒尾市文化財保護審議会条例の制定に  
ついて

荒尾市文化財保護審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市文化財保護審議会条例

別紙添付

提案理由

文化財保護法第 1 9 0 条第 2 項の規定に基づき、審議会を設置したいからである。



## 荒尾市文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項の規定に基づき、荒尾市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の  
制定について

野原八幡宮風流保存調査等委員会条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

野原八幡宮風流保存調査等委員会条例

別紙添付

提案理由

野原八幡宮風流の保存に資する調査等を行いたいからである。





## 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例

(設置)

第1条 荒尾市の菰屋、野原及び川登の3地区に伝承され、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財及び熊本県指定重要無形民俗文化財である野原八幡宮風流(以下「風流」という。)の保存に資する調査等を行うため、野原八幡宮風流保存調査等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、風流に関する調査及び研究を行い、当該記録及び資料を整理するとともに、その結果を報告書として取りまとめて市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員会に委員を補助するための調査補助員(以下「補助員」という。)を置くことができる。
- 3 委員及び補助員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒尾市文化財保護審議会委員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員及び補助員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する報告書を市長に提出する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集

する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び補助員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

荒尾市部設置条例の一部改正について

荒尾市部設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

現下の行政課題に的確に対応するため、行政組織を改編したいからである。



## 荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

荒尾市部設置条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

別表総務部の項中第17号を第19号とし、第8号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(9) 文化財の保護に関すること。

別表保健福祉部の項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消費者行政に関すること。

別表建設経済部の項中「建設経済部」を「産業建設部」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（荒尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の一部改正）

2 荒尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「高齢者支援課」を「保険介護課」に改める。

（荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正）

3 荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例（平成28年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部産業振興課」を「総務部政策企画課」に改める。

（道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例の一部改正）

4 道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設経済部農林水産課」を「産業建設部産業振興課」

に改める。

(荒尾市土地改良事業換地委員会条例の一部改正)

- 5 荒尾市土地改良事業換地委員会条例(平成25年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

(荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正)

- 6 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

(荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正)

- 7 荒尾市空家等対策審議会条例(平成28年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

(荒尾市都市計画審議会条例の一部改正)

- 8 荒尾市都市計画審議会条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

(荒尾市住居表示審議会条例の一部改正)

- 9 荒尾市住居表示審議会条例(昭和41年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条中「建設経済部」を「産業建設部」に改める。

荒尾総合文化センター条例の一部改正に  
ついて

荒尾総合文化センター条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾総合文化センター条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

子ども科学館の展示物の入替えに伴い、入場料を改定したいからである。





荒尾総合文化センター条例の一部を改正  
する条例

荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号）の一部を  
次のように改正する。

別表(3)を次のように改める。

(3) 子ども科学館入場料

区分	金額
3歳未満	無料
3歳以上小学生以下	300円
中学生以上	700円

備考

- 1 20人以上（3歳未満の者を除く。）の団体の場合は、3割  
引とする。
- 2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる  
ものとする。
- 3 入場料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提 出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

所得の少ない第 1 号被保険者に係る保険料について、引き続き軽減措置を行いたいからである。



## 荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成30年度及び平成31年度」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市消防団条例の一部改正について

荒尾市消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提 出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消防団の適正な管理運営を図るために、所要の改正を行うとともに、用語等の整理を行いたいからである。





## 荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

荒尾市消防団条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第23条第1項」を「第19条第2項及び第23条第1項」に、「任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱い」を「定員、任用、報酬、費用弁償、分限、懲戒、服務その他身分の取扱い」に改める。

第2条中「650名」を「650人」に改める。

第7条第3号中「その執行を終わるまで、又は」を「、その執行を終わるまで又は」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（分限）

第8条の2 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他団員に必要な適格性を欠くとき。

2 前項に規定する場合のほか、任命権者は、団員の定員の改廃又は消防団に関する予算の減少により、団員に過員を生じた場合には、団員を降任し、又は免職することができる。

第9条各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当したときは、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

第9条第3号中「そこなう」を「損なう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 停職は、3か月以内の期間を定めて行うものとする。

第10条ただし書中「服務しなければならない」を「、服務しなければならない」に改める。

第12条第1項中「団長は」を「団長にあっては」に、「副団長及びその他の役員又は団員は、あらかじめ」を「その他の団員にあ

っては」に、「届け出なければならない」を「、あらかじめ届け出なければならない」に改める。

第13条第1号中「挺して」を「ていして」に改め、同条第2号中「もとに」を「下に」に改め、同条第3号中「互に」を「互いに」に、「つくして」を「尽くして」に、「慎しみ」を「慎み」に、「範」を「模範」に改め、同条第4号中「、饗応接待」を「若しくは供応接待」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第5号中「知得した」を「知り得た」に、「、他にもらしてはならない」を「他に漏らしてはならない」に改め、同条第6号中「名儀」を「名義」に、「結社、若しくは」を「結社若しくは」に改め、同条第7号中「、団員の名義」を「団員の名義」に、「、営利行為をなし」を「営利行為を行い」に改め、同条第8号中「、資材」を「及び資材」に、「職務外」を「、職務外」に改める。

第14条第2項中「別表1」を「別表第1」に改める。

第16条中「団員が」を「団員は、」に、「き損又は」を「毀損し、又は」に改める。

第17条を次のように改める。

(報酬)

第17条 団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

- 2 年度中途において、新たに団員となった者、退職し、若しくは死亡した団員又は昇任若しくは降任により報酬の額に変更が生じた団員の報酬については、月割りにより算定した額を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合の報酬の額の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第18条の見出しを「(費用弁償)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 団員が、水火災等の予防警戒若しくは発生のために出動し、又は消防に関する訓練、教育、広報等の業務に従事したときは、当該出動又は従事1回につき1,500円を費用弁償として支給する。

第19条中「死亡又は負傷若しくは」を「死亡し、又は負傷し、

若しくは」に改める。

第20条の見出しを「(委任)」に改める。

別表1中「別表1(第14条関係)」を「別表第1(第14条関係)」に改める。

別表2を次のように改める。

別表第2(第17条関係)

種別	支給区分	支給金額
団長	年額	104,000円
副団長	同上	84,000円
分団長、指導員	同上	58,000円
部長	同上	48,000円
班長	同上	21,000円
団員	同上	17,000円

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第8条の2の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事由について適用する。



荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準  
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格  
基準に関する条例の一部改正について

荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正  
するものとする。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準  
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格  
基準に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準  
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格  
基準に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。





市道路線の廃止及び認定について

市道路線について、次のように廃止及び認定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

廃止及び認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。



廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
109	陣屋敷小路線	荒尾市平山字市場	荒尾市府本字小代山	なし

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
109	陣屋敷小路線	荒尾市平山字市場	荒尾市府本字小代山	なし
342	志振1号線	荒尾市万田字志振	荒尾市万田字志振	なし
764	磯宅地中磯線	荒尾市蔵満字磯宅地	荒尾市一部字中磯	なし
765	永田2号線	荒尾市宮内字永田	荒尾市宮内字永田	なし
766	永田3号線	荒尾市宮内字永田	荒尾市宮内字永田	なし



平成 3 0 年度荒尾市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度荒尾市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 1 , 9 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 , 7 6 4 , 4 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		282,507	△27,837	254,670
	2 負担金	282,507	△27,837	254,670
14 国庫支出金		4,296,733	△140,188	4,156,545
	1 国庫負担金	3,576,959	△6,973	3,569,986
	2 国庫補助金	706,164	△133,215	572,949
15 県支出金		1,963,240	327,279	2,290,519
	1 県負担金	1,301,978	△16,064	1,285,914
	2 県補助金	570,754	343,343	914,097
17 寄附金		82,001	43,428	125,429
	1 寄附金	82,001	43,428	125,429
18 繰入金		843,827	△42,814	801,013
	1 特別会計繰入金	62,383	△62,000	383
	2 基金繰入金	781,444	19,186	800,630
19 繰越金		173,309	259,963	433,272
	1 繰越金	173,309	259,963	433,272
20 諸収入		306,056	△11,798	294,258
	3 貸付金元利収入	75,000	△12,400	62,600
	5 受託事業収入	35,808	△590	35,218
	6 雑 入	190,244	1,192	191,436
21 市 債		1,741,738	△66,100	1,675,638
	1 市 債	1,741,738	△66,100	1,675,638
歳 入 合 計		22,422,469	341,933	22,764,402

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,791,358	328,671	2,120,029
	1 総務管理費	1,301,675	328,671	1,630,346
3 民生費		10,547,402	△75,226	10,472,176
	1 社会福祉費	5,005,149	32,690	5,037,839
	2 児童福祉費	3,877,566	△107,916	3,769,650
4 衛生費		2,425,949	71,938	2,497,887
	1 保健衛生費	508,517	△1,527	506,990
	2 清掃費	1,218,428	73,465	1,291,893
6 農林水産業費		552,047	325,788	877,835
	1 農業費	279,679	△6,126	273,553
	2 林業費	235,909	331,914	567,823
7 商工費		398,577	△12,400	386,177
	1 商工費	398,577	△12,400	386,177
8 土木費		2,043,101	△222,206	1,820,895
	2 道路橋梁費	663,967	△70,204	593,763
	3 河川費	37,643	8,815	46,458
	4 港湾費	251,521	2,000	253,521
	5 都市計画費	704,109	△88,458	615,651
	6 住宅費	306,442	△74,359	232,083
	9 消防費		646,852	△11,075
10 教育費	1 消防費	646,852	△11,075	635,777
		2,030,957	△38,557	1,992,400
	1 教育総務費	229,678	151	229,829
	4 社会教育費	236,411	△22,062	214,349
	5 保健体育費	413,234	△16,646	396,588
11 災害復旧費		120,906	△25,000	95,906
	2 土木施設災害復旧費	108,785	△25,000	83,785
歳 出 合 計		22,422,469	341,933	22,764,402



## 第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	松ヶ浦環境センター施設改修費	49,680
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業費	8,734
6 農林水産業費	1 農業費	特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	5,175
6 農林水産業費	1 農業費	団体営土地改良総合整備事業費	2,383
6 農林水産業費	2 林業費	林業木材産業生産性強化対策事業費	480,414
7 商工費	1 商工費	観光施設改修費	3,469
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（舗装繕計画）	6,873
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	150,000
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線）	22,053
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（西原桜町線）	99,240
8 土木費	2 道路橋梁費	外磯水島線交差点改良事業費	36,300
8 土木費	3 河川費	川登川護岸整備事業費	30,396

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	252,000
8 土木費	5 都市計画費	一般排水路施設改修費	13,300
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修費	26,676
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農林水産災害復旧事業費	3,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	現年公共土木災害復旧費	49,256

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
農業基盤整備事業	千円 6,300	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 6,500	補正前に同じ			
道路橋梁事業	155,300				125,600				
都市公園事業	35,000				18,100				
公営住宅建設事業	68,500				42,500				
海岸保全事業	123,700				131,000				
消防・防災施設整備事業	49,800				29,700				
義務教育施設整備事業	557,900				585,900				
災害復旧	35,300				26,400				



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	282,507	△27,837	254,670
14 国庫支出金	4,296,733	△140,188	4,156,545
15 県支出金	1,963,240	327,279	2,290,519
17 寄附金	82,001	43,428	125,429
18 繰入金	843,827	△42,814	801,013
19 繰越金	173,309	259,963	433,272
20 諸収入	306,056	△11,798	294,258
21 市債	1,741,738	△66,100	1,675,638
歳入合計	22,422,469	341,933	22,764,402





## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金  
(項) 2 負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金	282,507	△27,837	254,670
2	負 担 金	282,507	△27,837	254,670
2	2 民生費負担金	275,637	△27,837	247,800
14	国庫支出金	4,296,733	△140,188	4,156,545
1	国庫負担金	3,576,959	△6,973	3,569,986
1	1 民生費国庫負担金	3,515,462	9,702	3,525,164
4	4 災害復旧費国庫負担金	61,497	△16,675	44,822
2	国庫補助金	706,164	△133,215	572,949
2	2 民生費国庫補助金	166,200	△26,122	140,078
7	7 土木費国庫補助金	456,323	△98,073	358,250
9	9 教育費国庫補助金	43,538	△9,020	34,518

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 老人福祉費負担金	△5,173	1 老人福祉施設入所負担金	
3 児童福祉費負担金	△22,664	1 保育所保護者負担金	
1 社会福祉費国庫負担金	△1,279	1 生活困窮者自立支援事業国庫負担金	
3 児童福祉費国庫負担金	△4,113	1 私立保育所運営費国庫負担金 2 母子生活支援施設入所運営費国庫負担金	△3,467 △646
4 児童手当費国庫負担金	△6,563	1 児童手当費国庫負担金	
8 国民健康保険基盤安定費国庫負担金	△1,118	1 国民健康保険保険基盤安定費国庫負担金（保険者支援分）	
12 児童扶養手当費国庫負担金	△11,104	1 児童扶養手当費国庫負担金	
13 障害者自立支援給付費国庫負担金	33,879	1 障害者介護給付費国庫負担金	
1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	△16,675	1 現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金	
4 児童福祉費国庫補助金	△26,122	1 子育て支援交付金 2 保育所等整備交付金	△27,004 882
1 道路橋梁費国庫補助金	△45,427	1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁）	
3 都市計画事業費国庫補助金	△17,640	1 社会資本整備総合交付金	
4 公営住宅費国庫補助金	△26,032	1 社会資本整備総合交付金	
11 住宅管理費国庫補助金	△8,974	1 社会資本整備総合交付金	
3 中学校費国庫補助金	2,023	1 中学校施設整備事業費国庫補助金	

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15	県支出金		1,963,240	327,279	2,290,519
	1	県負担金	1,301,978	△16,064	1,285,914
		1 民生費県負担金	1,290,557	△16,064	1,274,493
	2	県補助金	570,754	343,343	914,097
		2 民生費県補助金	274,337	28,442	302,779
		5 農林水産業費県補助金	234,122	326,091	560,213
		7 土木費県補助金	10,018	△9,967	51
		9 教育費県補助金	7,735	△1,223	6,512
17	寄附金		82,001	43,428	125,429
	1	寄附金	82,001	43,428	125,429
		6 総務費寄附金	82,000	43,428	125,428
18	繰入金		843,827	△42,814	801,013
	1	特別会計繰入金	62,383	△62,000	383
		1 特別会計繰入金	62,383	△62,000	383
	2	基金繰入金	781,444	19,186	800,630
		1 基金繰入金	781,444	19,186	800,630
19	繰越金		173,309	259,963	433,272
	1	繰越金	173,309	259,963	433,272
		1 繰越金	173,309	259,963	433,272
20	諸収入		306,056	△11,798	294,258

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 社会教育費 国庫補助金	△11,043	1 国重要文化財建造物保存修理国庫補助金	
2 児童福祉費 県負担金	△22,119	1 私立保育所運営費県負担金 2 母子生活支援施設入所運営費県負担金	△21,796 △323
3 児童手当費 県負担金	△1,621	1 児童手当費県負担金	
6 国民健康保 険基盤安定 費県負担金	△4,557	1 国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険税軽減分) 2 国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険者支援分)	△3,998 △559
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	16,939	1 障害者介護給付費県負担金	
12 後期高齢者 医療制度保 険基盤安定 拠出金	△4,706	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	
4 児童福祉費 県補助金	28,442	1 放課後児童対策事業費県補助金 2 多子世帯子育て支援事業費県補助金 3 延長保育事業県補助金 4 保育対策総合支援事業費県補助金	△2,000 11,152 △2,857 22,147
1 農業費県補 助金	△5,823	1 担い手確保・経営強化支援事業補助金 2 土地利用調整推進事業費県補助金 3 基盤整備促進事業費県補助金 4 機構集積協力金県補助金	8,734 △1,664 1,365 △14,258
2 林業費県補 助金	331,914	1 林業木材産業生産性強化対策事業費県補助金	
6 住宅管理費 県補助金	△9,967	1 建築物管理費県補助金	
4 社会教育費 補助金	△1,223	1 文化財保存整備事業費県補助金 (国重要文化財保存分)	
1 総務費寄附 金	43,428	1 総務費寄附金	
1 特別会計繰 入金	△62,000	1 特別会計繰入金(南新地土地地区画整理事業特別会計)	
1 基金繰入金	19,186	1 財政調整基金繰入金 2 ふるさと応援基金繰入金	24,086 △4,900
1 繰越金	259,963	1 繰越金	

(款) 20 諸 収 入  
(項) 3 貸付金元利収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	貸付金元利収入	75,000	△12,400	62,600
	4 商工費貸付金	75,000	△12,400	62,600
5	受託事業収入	35,808	△590	35,218
	2 教育費受託事業収入	32,806	△590	32,216
6	雑 入	190,244	1,192	191,436
	4 雑 入	190,092	1,192	191,284
21	市 債	1,741,738	△66,100	1,675,638
1	市 債	1,741,738	△66,100	1,675,638
	5 農林水産業債	6,300	200	6,500
7	土 木 債	429,200	△65,300	363,900
8	消 防 債	49,800	△20,100	29,700
9	教 育 債	557,900	28,000	585,900
10	災害復旧債	35,300	△8,900	26,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商工振興費 貸付金	△12,400	1 中小企業融資預託金元利収入
2 保健体育費 受託事業収 入	△590	1 長洲町学校給食受託事業収入
8 雑 入	1,192	1 雑入（総務課）
4 農業基盤整 備事業債	200	1 農業基盤整備事業債
1 道路橋梁事 業債	△29,700	1 道路橋梁事業債
4 都市公園事 業債	△16,900	1 都市公園事業債
5 公営住宅建 設事業債	△26,000	1 公営住宅建設事業債
7 海岸保全事 業債	7,300	1 海岸保全事業債
1 消防・防災 施設整備事 業債	△20,100	1 消防施設整備事業債 2 防災施設整備事業債
1 義務教育施 設整備事業 債	28,000	1 中学校施設整備事業債
1 災害復旧債	△8,900	1 土木災害復旧債
		△21,500 1,400

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	1,791,358	328,671	2,120,029	2,573	326,098
1 総務管理費	1,301,675	328,671	1,630,346	2,573	326,098
1 一般管理費	753,957	63,142	817,099	その他 1,192	61,950
5 財産管理費	52,515	0	52,515	地方債 1,400 その他 △19	△1,381
6 基金費	13,223	239,508	252,731		239,508
7 企画費	242,658	26,021	268,679		26,021

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	63,142	1 総務課人件費 63,142 退職手当 (63,142)
25 積立金	239,508	1 基金費（政策企画課） 13,927 積立金 (13,927) 文化振興基金積立金 (3) ふるさと創生基金積立金 (1) ふるさと応援基金積立金 (13,923) 2 基金費（財政課） 225,572 積立金 (225,572) 財政調整基金積立金 (219,083) 減債基金積立金 (171) 職員退職手当基金積立金 (184) 土地開発基金積立金 (73) 市制70周年記念地域活性化基金積立金 (25) 荒尾子ども未来基金積立金 (6,036) 3 基金費（くらしいきいき課） 9 積立金 (9) 安心安全まちづくり推進基金積立金 (9)
8 報償費	12,605	1 地域公共交通活性化事業費 5,340 補助金 (5,340)
11 需用費	65	バス路線欠損補助金 (5,340)
13 委託料	4,548	2 ふるさと応援寄附金推進費 20,681 記念品賞品 (12,605) 印刷製本費 (65)
14 使用料及び 賃借料	3,463	その他委託料 (4,548) ふるさと応援寄附金返礼業務委託料 (4,548)
19 負担金、補助 及び交付 金	5,340	使用料 (3,463)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,547,402	△75,226	10,472,176	△31,879	△43,347
1 社会福祉費	5,005,149	32,690	5,037,839	33,985	△1,295
1 社会福祉総務費	1,680,560	△16,478	1,664,082	国庫補助金 △2,397 県支出金 △4,557	△9,524
2 老人福祉費	301,980	△12,317	289,663	その他 △5,173	△7,144
13 障害者自立支援給付費	1,563,505	67,758	1,631,263	国庫補助金 33,879 県支出金 16,939	16,940
16 後期高齢者医療費	1,150,203	△6,273	1,143,930	県支出金 △4,706	△1,567

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△1,706	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	△6,716 (△6,716)
11 需 用 費	△8,057	国民健康保険特別会計繰出金	(△6,716)
25 積 立 金	1	2 ふれあい福祉センター施設改修費 修繕費	△8,057 (△8,057)
28 繰 出 金	△6,716	3 基金費（福祉課） 積立金	1 (1)
		社会福祉振興基金積立金	(1)
		4 生活困窮者自立相談支援事業費 非常勤職員報酬	△1,706 (△1,706)
20 扶 助 費	△12,317	1 養護老人ホーム費 扶助費	△12,317 (△12,317)
20 扶 助 費	67,758	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 扶助費	67,758 (67,758)
28 繰 出 金	△6,273	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	△6,273 (△6,273) (△6,273)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,877,566	△107,916	3,769,650	△65,864	△42,052
1	児童福祉総務費	877,260	△50,581	826,679	国庫補助金 △37,226 県支出金 17,290	△30,645
2	児童措置費	2,832,565	△45,756	2,786,809	国庫補助金 △10,030 県支出金 △12,265 その他 △22,664	△797
3	母子福祉費	36,824	△1,292	35,532	国庫補助金 △646 県支出金 △323	△323
5	清里保育園費	118,530	△10,287	108,243		△10,287

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委 託 料	△6,000	1 放課後児童健全育成事業費 事業運営委託料	△6,000 (△6,000)
19 負担金、補助及び交付金	△11,269	2 特別保育事業費 補助金 障害児保育事業補助金 延長保育促進事業補助金(延長保育分)	△12,592 (△12,592) (△4,022) (△6,552)
20 扶 助 費	△33,312	延長保育促進事業補助金(延長保育分)短時間認定 3 保育所等整備交付金事業費 補助金 ブロック塀等整備事業補助金 4 児童扶養手当支給事業費 扶助費	(△2,018) 1,323 (1,323) (1,323) △33,312 (△33,312)
19 負担金、補助及び交付金	△35,948	1 管内外私立保育所運営費 各種負担金 管内私立保育所運営費 管外私立保育所運営費	△35,948 (△35,948) (△19,953) (△15,995)
20 扶 助 費	△9,808	2 児童手当費 扶助費	△9,808 (△9,808)
20 扶 助 費	△1,292	1 母子生活支援施設入所措置費 扶助費	△1,292 (△1,292)
1 報 酬	△2,000	1 清里保育園管理費 非常勤職員報酬	△10,287 (△2,000)
4 共 済 費	△1,287	健康労働保険料	(△1,287)
7 賃 金	△7,000	賃金	(△7,000)

(款) 4 衛生費  
 (項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,425,949	71,938	2,497,887		71,938
1	保健衛生費	508,517	△1,527	506,990		△1,527
1	保健衛生総務費	136,733	△1,527	135,206		△1,527

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△272	1 保健総務費（産休・育休代替職員雇用）	△1,527
		健康労働保険料	(△272)
7 賃 金	△1,255	賃金	(△1,255)

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,218,428	73,465	1,291,893		73,465
	2 塵芥処理費	809,971	73,465	883,436		73,465

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△800	1 塵芥処理費	△11,700
		健康労働保険料	(△800)
7 賃 金	△3,900	賃金	(△3,900)
		その他委託料	(△7,000)
13 委 託 料	△7,000	指定ごみ袋作製委託料	(△7,000)
		2 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	5,165
19 負担金、補助及び交付金	5,165	各種負担金	(5,165)
		大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(5,165)
		3 基金費（環境保全課）	80,000
		積立金	(80,000)
25 積 立 金	80,000	荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(80,000)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	552,047	325,788	877,835	326,291	△503
1 農業費	279,679	△6,126	273,553	△5,623	△503
3 農業振興費	42,661	△6,271	36,390	県支出金 △5,524	△747
7 耕地費	100,668	145	100,813	県支出金 △299 地方債 200	244

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	94	1 農業振興地域整備事業費	△1,113
		その他委託料	(△1,113)
8 報償費	△7,511	荒尾市農業振興地域整備計画全体見直し委託料	(△1,113)
		2 機構集積協力金交付事業費	△14,258
9 旅費	272	報償金	(△7,511)
		補助金	(△6,747)
13 委託料	△1,113	地域集積協力金	(△6,747)
		3 担い手確保・経営強化支援事業費	8,734
19 負担金、補助及び交付金	1,987	補助金	(8,734)
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	(8,734)
		4 特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	366
		委員報酬	(94)
		費用弁償	(272)
13 委託料	2,100	1 多面的機能支払交付金事業費	△2,219
		交付金	(△2,219)
19 負担金、補助及び交付金	△2,219	資源向上支払（長寿命）交付金事業交付金	(△2,219)
		2 団体営土地改良総合整備事業費	2,100
		その他委託料	(2,100)
		基盤整備促進農用地等集団化経営体育成促進換地等調整委託料	(2,100)
25 積立金	264	3 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	69
		積立金	(69)
		府本地区（会下）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(69)
		4 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	62
		積立金	(62)
		府本地区（古屋敷）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(62)
		5 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	133
		積立金	(133)
		府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(133)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	235,909	331,914	567,823	331,914	
	2 林業振興費	235,909	331,914	567,823	県支出金 331,914	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	331,914	1 林業木材産業生産性強化対策事業費 補助金 林業木材産業生産性強化対策事業補助金	331,914 (331,914) (331,914)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		398,577	△12,400	386,177	△12,400	
1	商工費	398,577	△12,400	386,177	△12,400	
	2 商工振興費	88,454	△12,400	76,054	その他 △12,400	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
21 貸 付 金	△12,400	1 中小企業融資制度運用事業費 預託金 中小企業融資預託金	△12,400 (△12,400) (△12,400)

(款) 8 土木費  
(項) 1 土木管理費

8	1	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			2,043,101	△222,206	1,820,895	△226,696	4,490
	1	土木管理費	79,419	0	79,419	△2,000	2,000
		1 土木総務費	79,419	0	79,419	地方債 △2,000	2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	道路橋梁費	663,967	△70,204	593,763	△80,027	9,823
	2 道路維持費	168,488	1,875	170,363		1,875
	3 道路新設改良費	481,317	△72,079	409,238	国庫補助金 △45,427 地方債 △29,700 その他 △4,900	7,948

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,875	1 道路施設改修費 県営事業負担金	1,875 (1,875)
13 委託料	△9,880	1 社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線) 工事請負費	△18,600 (△18,600)
15 工事請負費	△36,067	2 道路改良単独事業費 工事請負費	△9,800 (△9,800)
17 公有財産購入費	△3,000	3 社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線) 工事施工に伴う委託料 工事請負費	△34,299 (△4,000) (△4,167)
22 補償、補填及び賠償金	△23,132	用地取得費 補償金 4 社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線) 工事請負費 5 社会資本整備総合交付金事業費 (舗装修繕計画) その他委託料 舗装修繕計画策定委託料	(△3,000) (△23,132) △3,500 (△3,500) △5,880 (△5,880) (△5,880)

(款) 8 土木費  
(項) 3 河川費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	河川費	37,643	8,815	46,458	6,000	2,815
	1 河川総務費	37,643	8,815	46,458	地方債 6,000	2,815

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	8,815	1 河川環境整備費 県営事業負担金	8,815 (8,815)

(款) 8 土木費  
(項) 4 港湾費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	港 湾 費	251,521	2,000	253,521	3,300	△1,300
	2 港湾建設費	250,000	2,000	252,000	地方債 3,300	△1,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	50	1 社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	2,000
11 需 用 費	1,190	普通旅費	(50)
12 役 務 費	162	消耗品費	(644)
14 使用料及び 賃借料	598	燃料費	(546)
		手数料	(162)
		使用料	(108)
		借上料	(490)

(款) 8 土木費  
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	704,109	△88,458	615,651	△82,996	△5,462
1	都市計画総務費	410,629	0	410,629	地方債 △1,480	1,480
2	土地区画整理費	228,043	△68,130	159,913	その他 △62,000	△6,130
3	街路事業費	3,000	434	3,434		434
5	公園緑地費	37,737	△20,762	16,975	国庫補助金 △10,516 地方債 △9,000	△1,246

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	△62,000	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	△6,130
		特別会計繰出金	(△6,130)
28 繰 出 金	△6,130	南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	(△6,130)
		2 競馬場跡地管理事業費	△62,000
		工事請負費	(△62,000)
19 負担金、補助及び交付金	434	1 街路整備事業費	434
		県営事業負担金	(434)
15 工事請負費	△20,762	1 公園施設長寿命化対策事業費	△20,762
		工事請負費	(△20,762)

(款) 8 土木費  
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	306,442	△74,359	232,083	△70,973	△3,386
	1 住宅管理費	306,442	△74,359	232,083	国庫補助金 △35,006 県支出金 △9,967 地方債 △26,000	△3,386

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△469	1 住宅・建築物安全ストック形成事業費 補助金	△18,319 (△18,319)
15 工事請負費	△52,571	戸建木造住宅耐震診断事業補助金	(△440)
		緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金	(△600)
19 負担金、補助及び交付金	△21,319	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	(△8,029)
		戸建木造住宅耐震設計事業補助金	(△1,000)
		戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金	(△3,000)
		戸建木造住宅建替工事補助金	(△3,000)
		戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金	(△1,000)
		アスベスト含有調査等事業補助金	(△1,250)
		2 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費 補助金	△3,000 (△3,000)
		熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	(△3,000)
		3 公営住宅ストック総合改善事業費	△53,040
		工事施工に伴う委託料	(△469)
		工事請負費	(△52,571)

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		646,852	△11,075	635,777	△21,500	10,425
1	消 防 費	646,852	△11,075	635,777	△21,500	10,425
	3 消防施設費	53,422	△11,075	42,347	地方債 △21,500	10,425

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	△11,075	1 消防施設新設費 工事請負費	△11,075 (△11,075)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,030,957	△38,557	1,992,400	3,699	△42,256
1	教育総務費	229,678	151	229,829	76	75
	2 事務局費	225,014	151	225,165	その他 76	75

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	67	1 基金費（教育振興課）	84
		積立金	(84)
25 積立金	84	荒尾市学校教育施設整備基金積立金	(84)
		2 教育振興課管理費（人件費）	67
		退職手当	(67)

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	172,443	0	172,443	30,023	△30,023
	1 中学校管理費	110,184	0	110,184	国庫補助金 2,023 地方債 28,000	△30,023

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	236,411	△22,062	214,349	△12,266	△9,796
	1 社会教育総務費	148,750	△22,062	126,688	国庫補助金 △11,043 県支出金 △1,223	△9,796

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△138	1 基金費（生涯学習課） 積立金 26 (26)
9 旅 費	△1,093	荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金 (26)
13 委 託 料	△12,588	2 国重要文化財建造物保存修理事業費 △22,088 非常勤職員報酬 (△138)
15 工事請負費	△8,269	費用弁償 (△558)
25 積 立 金	26	普通旅費 (△263) 特別旅費 (△272)
		工事施工に伴う委託料 (△12,588) 工事請負費 (△8,269)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	413,234	△16,646	396,588	△14,134	△2,512
	2 体育施設費	100,169	△13,921	86,248	国庫補助金 △7,124 地方債 △6,420	△377
	3 学校給食費 費	289,613	△2,725	286,888	その他 △590	△2,135

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	△13,921	1 荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費 工事請負費	△13,921 (△13,921)
18 備品購入費	△2,725	1 給食施設改修事業費 自動車購入費	△2,725 (△2,725)

(款) 11 災害復旧費  
 (項) 2 土木施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		120,906	△25,000	95,906	△25,575	575
2	土木施設災害復旧費	108,785	△25,000	83,785	△25,575	575
1	土木災害復旧費	108,785	△25,000	83,785	国庫補助金 △16,675 地方債 △8,900	575

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	△25,000	1 現年公共土木災害復旧費 工事請負費	△25,000 (△25,000)

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,026	51	24,845	4,696	29,541	
	議 員	18	83,988		26,964		110,952	31,589	142,541	
	その他	1,665	289,787	7,080	2,273		299,140	18,480	317,620	
	計	1,685	373,775	25,848	35,263	51	434,937	54,765	489,702	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	△ 2	△ 3,750				△ 3,750		△ 3,750	
	計	△ 2	△ 3,750				△ 3,750		△ 3,750	
計	長 等	2		18,768	6,026	51	24,845	4,696	29,541	
	議 員	18	83,988		26,964		110,952	31,589	142,541	
	その他	1,663	286,037	7,080	2,273		295,390	18,480	313,870	
	計	1,683	370,025	25,848	35,263	51	431,187	54,765	485,952	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 ( 1 )		1,186,475	780,897	1,967,372	392,091	2,359,463	
補正額	( )			63,209	63,209		63,209	
計	349 ( 1 )		1,186,475	844,106	2,030,581	392,091	2,422,672	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外教

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	36,697	996	21,053	16,503	1,883	60,345
	補正額						
	計	36,697	996	21,053	16,503	1,883	60,345
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	91	17,943	462,880	22,440	140,066	780,897
	補正額					63,209	63,209
	計	91	17,943	462,880	22,440	203,275	844,106

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,016,526	6,463,139	(405,400) 1,047,400	△ 57,200	(405,400) 990,200
(1) 土木	1,830,416	1,744,475	(151,200) 360,700	△ 39,300	(151,200) 321,400
(2) 教育	1,521,965	1,419,381	(228,100) 557,900	28,000	(228,100) 585,900
(3) 公営住宅	1,221,142	1,151,793	68,500	△ 26,000	42,500
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	644,368	648,554	(11,100)		(11,100)
(6) その他	1,798,635	1,498,936	(15,000) 60,300	△ 19,900	(15,000) 40,400
2. 災害復旧費	9,980	10,547	35,300	△ 8,900	26,400
(1) 土木	9,728	10,345	35,300	△ 8,900	26,400
(2) 農林水産	252	202			
(3) その他					
3. 枠外債					
4. 減税補填債	191,221	149,325			
5. 臨時税収補填債	21,183				
6. 臨時財政対策債	8,292,642	8,375,981	659,038		659,038
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	2,179				
合 計	15,533,731	14,998,992	(405,400) 1,741,738	△ 66,100	(405,400) 1,675,638

(注) ( )書は繰越明許費で外教



(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(405,400)		(405,400)
790,934		790,934	6,719,605	△ 57,200	6,662,405
			(151,200)		(151,200)
189,173		189,173	1,916,002	△ 39,300	1,876,702
			(228,100)		(228,100)
118,517		118,517	1,858,764	28,000	1,886,764
124,805		124,805	1,095,488	△ 26,000	1,069,488
			(11,100)		(11,100)
27,378		27,378	621,176		621,176
			(15,000)		(15,000)
331,061		331,061	1,228,175	△ 19,900	1,208,275
252		252	45,595	△ 8,900	36,695
202		202	45,443	△ 8,900	36,543
50		50	152		152
42,407		42,407	106,918		106,918
642,165		642,165	8,392,854		8,392,854
			(405,400)		(405,400)
1,475,758		1,475,758	15,264,972	△ 66,100	15,198,872



平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第4号）

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,821,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		762,696	△15,934	746,762
	1 他会計繰入金	662,696	△6,716	655,980
	2 基金繰入金	100,000	△9,218	90,782
7 繰越金		182,859	115,943	298,802
	1 繰越金	182,859	115,943	298,802
歳入合計		7,721,308	100,009	7,821,317

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 基金積立金		1	100,009	100,010
	1 基金積立金	1	100,009	100,010
歳 出 合 計		7,721,308	100,009	7,821,317



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金	1	100,009	100,010
歳出合計	7,721,308	100,009	7,821,317





## 2 歳 入

(款) 6 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	762,696	△15,934	746,762
1	他会計繰入金	662,696	△6,716	655,980
1	1 一般会計繰入金	662,696	△6,716	655,980
2	基金繰入金	100,000	△9,218	90,782
1	1 財政調整基金繰入金	100,000	△9,218	90,782
7	繰越金	182,859	115,943	298,802
1	繰越金	182,859	115,943	298,802
2	2 その他の繰越金	182,859	115,943	298,802

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△2,235	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△5,331	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
6 財政安定化支援繰入金	850	1 財政安定化支援繰入金
1 財政調整基金繰入金	△9,218	1 財政調整基金繰入金
1 その他の繰越金	115,943	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 7 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 基金積立金	1	100,009	100,010		100,009
1 基金積立金	1	100,009	100,010		100,009
1 国保財政調整基金積立金	1	100,009	100,010		100,009

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	100,009	1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金	100,009 (100,009)
		財政調整基金積立金	(100,009)



平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第4号）

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,312  
千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755,  
081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補  
正」による。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保 険料		494,997	△20,039	474,958
	1 後期高齢者医療保 険料	494,997	△20,039	474,958
4 繰入金		245,267	△6,273	238,994
	1 一般会計繰入金	245,267	△6,273	238,994
歳 入 合 計		781,393	△26,312	755,081

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		708,494	△26,312	682,182
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	708,494	△26,312	682,182
歳 出	合 計	781,393	△26,312	755,081

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	494,997	△20,039	474,958
4 繰入金	245,267	△6,273	238,994
歳入合計	781,393	△26,312	755,081

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	708,494	△26,312	682,182
歳出合計	781,393	△26,312	755,081



## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料  
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	494,997	△20,039	474,958
1	後期高齢者医療保険料	494,997	△20,039	474,958
1	1 特別徴収保険料	358,792	△8,802	349,990
1	2 普通徴収保険料	136,205	△11,237	124,968
4	繰 入 金	245,267	△6,273	238,994
1	1 一般会計繰入金	245,267	△6,273	238,994
1	2 保険基盤安定繰入金	204,139	△6,273	197,866

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△8,802	1 現年度分
1 現年度分	△11,237	1 現年度分
1 保険基盤安定繰入金	△6,273	1 保険基盤安定繰入金

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	708,494	△26,312	682,182	△26,312	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	708,494	△26,312	682,182	△26,312	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	708,494	△26,312	682,182	その他 △26,312	

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△26,312	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△26,312 (△26,312) (△26,312)



平成30年度荒尾市南新地土地区画整理  
事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ991,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		30,000	△30,000	0
	2 負担金	30,000	△30,000	0
3 国庫支出金		558,000	△106,530	451,470
	1 国庫補助金	558,000	△106,530	451,470
5 繰入金		144,843	△6,130	138,713
	1 他会計繰入金	144,843	△6,130	138,713
8 市 債		498,200	△96,400	401,800
	1 市 債	498,200	△96,400	401,800
歳 入 合 計		1,231,043	△239,060	991,983

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		1,146,000	△239,060	906,940
	1 南新地事業費	1,146,000	△239,060	906,940
歳 出	合 計	1,231,043	△239,060	991,983

## 第 2 表 地 方 債 補 正

### 1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 498,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 401,800	補正前に同じ		





## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	30,000	△30,000	0
3 国庫支出金	558,000	△106,530	451,470
5 繰入金	144,843	△6,130	138,713
8 市債	498,200	△96,400	401,800
歳入合計	1,231,043	△239,060	991,983





## 2 歳 入

(款) 2 分担金及び負担金  
(項) 2 負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	分担金及び負担金	30,000	△30,000	0
2	負 担 金	30,000	△30,000	0
1	土木費負担金	30,000	△30,000	0
3	国庫支出金	558,000	△106,530	451,470
1	国庫補助金	558,000	△106,530	451,470
1	土木費国庫補助金	558,000	△106,530	451,470
5	繰 入 金	144,843	△6,130	138,713
1	他会計繰入金	144,843	△6,130	138,713
1	一般会計繰入金	144,843	△6,130	138,713
8	市 債	498,200	△96,400	401,800
1	市 債	498,200	△96,400	401,800
1	土木債	498,200	△96,400	401,800

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共施設管理者負担金	△30,000	1 公共施設管理者負担金
1 区画整理国庫補助金	△106,530	1 社会資本整備総合交付金
1 一般会計繰入金	△6,130	1 一般会計繰入金
2 都市計画事業債	△96,400	1 都市計画事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
	1	総務費		83,160	0	83,160	330	△330
	1	総務管理費		83,160	0	83,160	330	△330
	1	1	一般管理費	83,160	0	83,160	地方債 330	△330

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 事業費  
(項) 1 南新地事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 事業費	1,146,000	△239,060	906,940	△233,260	△5,800
1 南新地事業費	1,146,000	△239,060	906,940	△233,260	△5,800
1 南新地事業費	1,146,000	△239,060	906,940	国庫補助金 △106,530 地方債 △96,730 その他 △30,000	△5,800

(南新地土地区画整理事業特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△3,082	1 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理） 工事請負費	△169,060 (△169,060)
15 工事請負費	△194,181	2 社会資本整備総合交付金事業費（街路） 工事施工に伴う委託料	△40,000 (△3,082)
22 補償、補填 及び賠償金	△41,797	工事請負費 補償金	(△799) (△36,119)
		3 土地区画整理事業費（公共施設管理者負担金） 工事請負費 補償金	△30,000 (△24,322) (△5,678)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	9,400	101,200	(83,400) 498,200	△ 96,400	(83,400) 401,800

(注) ( )書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(83,400)		(83,400)
			599,400	△ 96,400	503,000



平成30年度荒尾市下水道事業会計補正  
予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度荒尾市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「18,604千円」を「19,160千円」に、「129,915千円」を「129,359千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	598,231千円	15,000千円	613,231千円
第1項 企業債	317,000千円	7,500千円	324,500千円
第2項 補助金	235,474千円	7,500千円	242,974千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,108,880千円	15,000千円	1,123,880千円
第1項 建設改良費	532,154千円	15,000千円	547,154千円
（企業債）			

第3条 予算第6条中「317,000千円」を「324,500千円」に改める。

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦



平成30年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的収入		598,231	15,000	613,231	
	1	企業債	317,000	7,500	324,500	
		1 建設改良債	317,000	7,500	324,500	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業に係る企業債
	2	補助金	235,474	7,500	242,974	
		1 国庫補助金	164,200	7,500	171,700	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業に係る国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		1,108,880	15,000	1,123,880	
	1	建設改良費	532,154	15,000	547,154	
		1 施設建設費	532,154	15,000	547,154	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業（西原雨水ポンプ場）

平成30年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	118,823
減価償却費	605,783
固定資産除却費	500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	300
引当金の増減額	3,944
長期前受金戻入額	△ 285,809
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	130,969
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	13,766
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 19,164
未払金の増減額(△は減少)	△ 76,666
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	492,436
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 130,969
業務活動によるキャッシュ・フロー	361,477
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 498,878
有形固定資産の売却による収入	30,001
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	188,500
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	54,473
寄附金による収入	0
負担金による収入	15,757
国庫補助金等の返還による支出	△ 1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 211,147
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	324,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 575,726
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 251,226
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 100,896
資金期首残高	355,282
資金期末残高	254,386



# 平成30年度 荒尾市下水道事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	746,167		
	(2) 他会計負担金	87,830		
	(3) その他営業収益	60	834,057	
		<u>          </u>		
2	営業費用			
	(1) 管渠費	35,649		
	(2) ポンプ場費	26,139		
	(3) 処理場費	337,339		
	(4) 総係費	91,715		
	(5) 減価償却費	605,783		
	(6) 資産減耗費	500		
	(7) その他営業費用	0	1,097,125	
		<u>          </u>	<u>          </u>	
	営業損失			263,068
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	10		
	(2) 他会計補助金	233,173		
	(3) 長期前受金戻入	285,809		
	(4) 雑収益	3	518,995	
		<u>          </u>		
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	130,969		
	(2) 雑支出	6,086	137,055	381,940
		<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>
	経常利益			118,872
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	1		
	(2) 過年度損益修正益	1		
	(3) その他特別利益	0	2	
		<u>          </u>		
6	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	1		
	(2) 過年度損益修正損	50		
	(3) その他特別損失	0	51	△ 49
		<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>
	当年度純利益			118,823
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			<u>          </u> <u>          </u> 118,823

平成30年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表  
(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		405,937	
ロ 建物	584,896		
減価償却累計額	<u>△ 128,947</u>	455,949	
ハ 構築物	13,829,336		
減価償却累計額	<u>△ 2,205,219</u>	11,624,117	
ニ 機械及び装置	2,232,681		
減価償却累計額	<u>△ 669,402</u>	1,563,279	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 464</u>	2,158	
ヘ 工具器具及び備品	4,931		
減価償却累計額	<u>0</u>	4,931	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		562,262	
有形固定資産合計			14,618,633
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			14,620,305
2 流動資産			
(1) 現金預金			254,386
(2) 未収金		24,107	
未収金貸倒引当金	<u>△ 2,730</u>	21,377	
(3) 受取手形		0	
受取手形貸倒引当金		0	
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益		0	
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産			0
流動資産合計			<u>275,763</u>
資産合計			<u><u>14,896,068</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		6,555,920	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	68,216		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	68,216	
固定負債合計			6,624,136
4 流動負債			
(1) 企業債		561,493	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		48,896	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,416		
ハ 法定福利引当金	697		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,113	
(7) 預り金		1,229	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			616,731
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		7,423,392	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 1,420,157	
繰延収益合計			6,003,235
負債合計			13,244,102

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	490,623	1,139,943	
資本金合計			1,139,943
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	155,940		
資本剰余金合計		198,985	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	100,000		
ロ 建設改良積立金	94,215		
ハ 当年度未処分利益剰余金	118,823		
利益剰余金合計		313,038	
剰余金合計			512,023
資本合計			1,651,966
負債資本合計			14,896,068



平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算  
(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成30年度荒尾市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の変更は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
新病院建設設計業務委託料	平成31年度～平成32年度	181,040千円

平成31年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦